

## 学会誌等編集委員会規則

### 1 趣旨

本学会に「学会誌等編集委員会」を置く。学会誌等編集委員会（以下、「編集委員会」という。）の運営は、本規則によって行うものとする。

### 2 構成及び任期

- (1) 編集委員会は、委員長、委員及び幹事で構成する。
- (2) 委員長は、本学会長が理事の中から指名し、理事会の承認を得て決定する。委員長の任期は3年とし、再任を妨げない。
- (3) 委員は、委員長が本学会員の中から指名し、理事会の承認を得て決定する。委員の任期は3年（委員長の任期を超えないものとする。）とし、再任を妨げない。
- (4) 幹事は、委員長が本学会員の中から指名し、理事会の承認を得て決定する。幹事の任期は3年とし、再任を妨げない。
- (5) 任期中にやむを得ない事情により委員長、委員または幹事が退任する場合、新たに選任される者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (6) 委員長は、必要に応じて委員、幹事を理事会の承認を得て増員することができる。この場合、増員された委員、幹事の任期は、委員長の残任期間とする。

### 3 業務内容

- (1) 編集委員会は、会報『税務会計研究学会会報』及び学会誌『税務会計研究』の編集ならびに発行に関する業務を担当する。
- (2) 編集委員会は、本学会の会員に対して原稿の募集を行う。また、必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。
- (3) 編集委員会は、原稿の枚数や内容等によって、その掲載を拒否または制限することができる。

### 4 会報

- (1) 本学会の会報『税務会計研究学会会報』は、年1回発行する。

- (2) 『税務会計研究学会会報』の掲載内容は、研究大会（オンライン大会を含む。以下、同じ。）の大会記、統一論題報告の要約及び特別委員会報告の要約ならびに自由論題報告の要約、会員名簿（会員の異動等の情報を含む）、会則等諸規定、ほかとする。
- (3) 上記(2)の統一論題の各報告の要旨及び特別委員会報告（中間報告及び最終報告）の要旨は、刷上り A 5 版（35字×28行）1～2頁とし、自由論題報告の要約は刷上り A 5 版（35字×28行）1頁とする。
- (4) 会報は、本学会員にのみ配布するものとし、当分の間、紙媒体での配布とする。
- (5) 『税務会計研究学会会報』に掲載された原稿の著作権は、本学会に帰属するものとする。

## 5 学会誌

- (1) 本学会の学会誌『税務会計研究』は、当分の間、年1回発行する。
- (2) 『税務会計研究』に掲載する論文及び報告等は、次のものとする。
  - ① 編集委員会の募集による会員の原稿（以下、応募原稿）  
研究大会での報告を経て応募された原稿に限る。
  - ② 編集委員会が依頼する原稿（以下、依頼原稿）  
全国大会における統一論題報告論文及び特別委員会報告論文、並びにその内容に学術上の意味を認める場合の講演録、資料・文献、書評。  
なお、これら依頼原稿については査読対象外とする。
- (3) 統一論題報告論文は、討論を含めて掲載する。  
各統一論題報告論文は、刷上り A 5 版（35字×28行）20頁以内とする。
- (4) 特別委員会報告論文は、以下のとおりとする。
  - ① 最終報告  
次のいずれかによる。
    - イ 書籍を出版する場合 会報に要約を掲載するのみとする。
    - ロ 書籍を出版しない場合 会報に要約を掲載したうえで、全文を学会誌に掲載するものとする。ただし学会誌に掲載する論文の紙幅について、

編集委員会の判断により、制限を加えることがある。

② 中間報告

会報に要約を掲載し、学会誌には全文を掲載する。ただし学会誌に掲載する論文の紙幅について、編集委員会の判断により、制限を加えることがある。

- (5) 『税務会計研究』に掲載された原稿の著作権は、本学会に帰属するものとする。
- (6) 投稿規程及び査読規程については、別途定めるものとする。

6 投稿料

当分の間、投稿料は要しないものとする。

7 改廃

本規則の改廃等は、編集委員会において決定し、理事会の承認を得なければならない。

(付 則)

令和3年(2021年)12月27日施行

令和4年(2022年)11月18日改正